

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	食糧援助に関する日本国政府と ネパール王国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	270,000千円 H19.3.31まで	H18.5.31 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ボジ・ラジ・ ネパール側 ギミレ大蔵省次官	H18.6.12 316号
ネパール	短波及び中波放送局整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とネパール政府との間の交換公 文	短波及び中波放送局整備計画を実施するために必要 な 1. 送信所の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	937,000千円 H19.3.31まで	H18.9.13 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ビッダヤダー ネパール側 ビッダヤダー ル・マリッパ大蔵省次官	H18.9.28 564号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関 する日本国政府とネパール政府 との間の交換公文	ネパールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むネパールの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	1,100,000千円 -----	H18.12.15 カトマンズ で (同日)	日本側 平岡邁在ネパール 大使 ビッダヤダー ネパール側 ビッダヤダー ル・マリッパ大蔵省次官	H18.12.27 694号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。